

議案第 4 6 号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。